

## 2024年度 合格六法【一般知識・諸法令】のご利用につきまして

2024年4月2日

LEC東京リーガルマインドをご利用いただきまして、ありがとうございます。

2024年度の行政書士試験の『合格六法【一般知識・諸法令】』には、**住民基本台帳法**の条文を**2通り**掲載しています。

これは、デジタル手続法による**住民基本台帳法**の改正の施行日が未定であるからでしたが、この改正が**2024年4月1日までに施行されなかった**ことから、2024年度の行政書士試験の学習では**43ページ～69ページ**に掲載している**改正前の条文（2024年4月1日施行）**をご利用ください。

### GU24054『2024 合格六法【一般知識・諸法令】』

収録法令	頁
住民基本台帳法（2024年4月1日施行）	43～69
住民基本台帳法（2024年5月30日までの政令で定める日施行）	70～100

← こちらをご利用ください。

以上の内容をご確認いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

LEC東京リーガルマインド 行政書士試験部

